

会社名 株式会社シーボン  
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 金子 靖代  
(コード番号：4926 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長兼執行役員 三上 直子  
(TEL：044-979-1234)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、2019年6月24日開催予定の第54期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) インターネット開示についてよりわかりやすく表現を修正するものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、会社法第426条の規定による規定を新設するとともに、あわせて会社法427条の規定による責任限定契約の対象者を社外取締役から業務執行取締役等であるものを除く取締役に拡大するものであります。なお、第28条の規定の変更につきましては各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月24日（月）
定款変更の効力発生日	2019年6月24日（月）

以 上

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行どおり)
(参考書類等のインターネット開示) 第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を法務省令の定めるところにより、 <u>インターネットで開示することができる。</u>	(参考書類等のインターネット開示) 第18条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項にかかる情報を法務省令の定めるところに <u>従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>
第19条～第27条 (条文省略)	第19条～第27条 (現行どおり)
(社外取締役との責任限定契約) 第28条 (新 設)  当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役との間に</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(取締役の責任免除) 第28条 当社は、 <u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金500万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第29条～第34条 (条文省略)	第29条～第34条 (現行どおり)
(社外監査役との責任限定契約) 第35条 (新 設)  当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役との間に</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(監査役の責任免除) 第35条 当社は、 <u>会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2</u> 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に</u> 任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
第36条～第39条 (条文省略)	第36条～第39条 (現行どおり)